

綾瀬市国民健康保険健康診査事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市国民健康保険条例（昭和34年綾瀬町条例第4号）第8条第1項第1号に基づき実施する綾瀬市国民健康保険健康診査（以下「国保健診」という。）及びについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 国保健診を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、当該年度の末日において35歳以上39歳以下の者で、かつ、受診日時点で本市国民健康保険の被保険者である者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 当該年度において、他の医療保険者が実施する健康診査を受診した者。
- (2) 妊産婦その他特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「省令」という。）第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者。

(実施期間)

第3条 国保健診の実施期間は、当該年度の6月1日から3月31日までとする。

(回数の限度)

第4条 国保健診は、前条の期間において1回までとする。

(受診券等の発行)

第5条 市長は、対象者に対し、受診券整理番号を附番のうえ受診券を発行するものとし、その有効期限は当該年度の6月1日から3月31日までとする。

(検査項目)

第6条 国保健診の検査項目及び方法は、次のとおりとする。

- (1) 基本的な健診の項目 省令第1条各号に規定する項目をいい、すべての対象者に対し実施する。
- (2) 市独自追加項目 市長が別に定める項目をいい、すべての対象者に対し実施する。ただし、医師の判断により実施しない場合はこの限りでない。
- (3) 詳細な健診の項目 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準（平成二十年厚生労働省告示第四号）に規定する項目をいい、医師の判断により実施する。

(診査機関)

第7条 国保健診を行う機関（以下「診査機関」という。）は、市長と綾瀬市特定健康診査等業務委託に係る契約を締結した医療機関とする。

(費用の算定基準)

第8条 第6条に規定する検査項目の実施に係る費用の算定基準は、綾瀬市健康増進事業実施要綱第5号の規定に基づく協議のうえ市長と一般社団法人座間綾瀬医師会綾瀬市医師会長が合意した協議書によるものとする。

(自己負担額)

第9条 国保健診を受診する者が負担する額（以下「自己負担額」という。）は、2,000円とし、国保健診を実施した診査機関に直接支払うものとする。

(自己負担額の免除)

第10条 当該年度の市民税が非課税の世帯に属する者については、国保健診に係る自己負担額を免除することができる。

(自己負担額免除の申請等)

第11条 前条の規定による免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市国民健康保険健康診査費用免除申請書（第1号様式）に、発行済みの受診券を添えて、国保健診受診前までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請の受付期限は、当該年度の3月31日までとする。

3 市長は、第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、自己負担額の免除について適否を決定し、綾瀬市国民健康保険健康診査費用免除（却下）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により申請者に対して自己負担額の免除等を決定した場合は、併せて免除する旨を記した受診券を交付するものとする。

(記録及び報告等)

第12条 診査機関は、対象者の国保健診受診結果を市が定める診査票に診査結果を記録するものとし、次のとおり扱うものとする。

(1) 診査機関控 同診査機関にて保管するものとする。

(2) 市提出用 同診査機関より市長へ提出し、市で保管するものとする。

(3) 受診者控 同診査機関より直接受診者へ通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、業務効率化等により診査票を用いない場合は、診査結果を任意様式等に記録し、前項のとおり保管及び報告等を行うものとする。

(不正利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により、国保健診を受診又は自己負担額免除の申請した者に対し、国保健診実施又は自己負担額免除に要した額の返還を求めらるものとする。

(統計事業等への活用)

第14条 市長は、被保険者の疾病予防、早期発見及び早期治療並びに医療費適正化の推進を目的に国保健診の結果を統計事業等へ活用することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、健康診査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

第1号様式（第11条関係）

綾瀬市国民健康保険健康診査費用免除申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

綾瀬市国民健康保険健康診査事業実施要綱第11条第1項の規定により、次のとおり自己負担額の免除を申請します。

なお、審査に当たり、申請者の住民情報を住民基本台帳により、及び世帯の市民税の課税状況を課税台帳により確認することについて同意します。

※太枠内を記入してください。

ふりがな		生 年 月 日
申請者氏名		年 月 日 (満 歳)
住 所		健康診査受診状況
〒252- 綾瀬市 電話 ()		未受診 ・ 受診済
理 由	市民税非課税世帯のため	

第2号様式（第11条関係）

綾瀬市国民健康保険健康診査費用免除（却下）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました自己負担額の免除について、綾瀬市国民健康保険健康診査事業実施要綱第11条第3項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 決定区分 免除する
 却下する
(理由)
- 2 免除額 円